



和水町公告第16号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：江光寺区自治会

区域：熊本県玉名郡和水町江光寺区

主たる事務所の所在地：熊本県玉名郡和水町江田3166番地2

② 不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
宅地	160.36 m <sup>2</sup>	玉名郡和水町江光寺3166番2

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名

別添のとおり

③ 公告期間 令和8年5月11日～令和8年7月10日

④ 異議を述べる方法

和水町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

令和8年5月10日

和水町長 石原 佳幸



表題部所有者又は所有権の登記名義人一覧

- 1 坂口友一
- 2 春野元水